# 総務文教常任委員会

─ H24.1.18(水)

午前10時00分~

- 第3委員会室

1 開 議

- 2 暴力団排除条例について
- (1) 参考人からの意見聴取

参考人 京都府警察本部刑事部

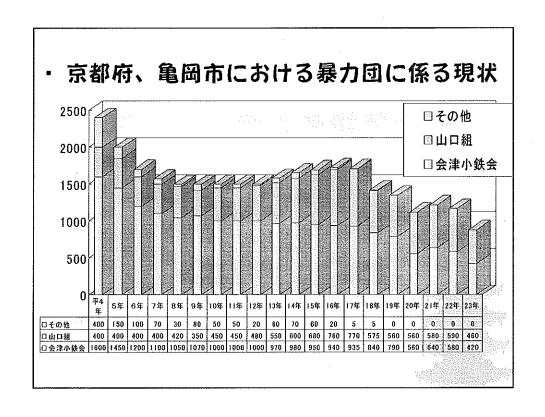
組織犯罪対策統括室 組織犯罪対策第一課 課長補佐

うるみ たけゆき 警部 鶴見 威之 氏

3 その他次回の日程について

## 暴力団排除条例について

- ・京都府、亀岡市における暴力団に係る現状
- ・ 亀岡市暴力団排除条例制定の意義・必要性



# 条例制定の背景

- 山口組弘道会関連組織による利権獲得のための 京都への進出が激化
- これらの利権を資金源としてきた会津小鉄会との 対立抗争も懸念

社会から暴力団を孤立化させるため暴力団排除条例の制定が必要!!

### 京都府暴力団排除条例の目的

- 暴力団排除に関しての基本理念を定め、府及び 府民等の責務を明らかにする
- 暴力団排除のための府の施策、事業者の遵守事項 その他必要な事項を定め、暴力団による不当な影響 を排除
- 府民の安全・安心で平穏な生活の確保
- 青少年の健全な育成を図る

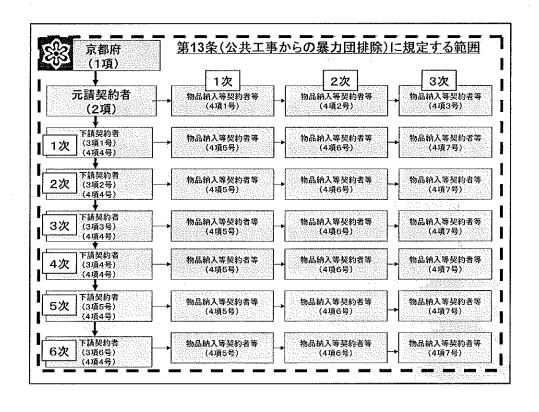
### 条例の特徴点

- 1 府の公共工事への暴力団員の参入阻止
- 2 暴力団排除特別強化地域での風俗業者 等と暴力団員との間でのみかじめ料等の授 受の禁止
- 3 重要文化財や世界文化遺産等の周囲 200メートル圏での暴力団事務所の開設、 運営の禁止
- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

#### 1 府の公共工事への暴力団員の参入阻止

- 〇 府が発注する建設工事における暴力団員等との 契約の禁止 (13条1項)
- 〇 府の請負契約にかかる下請契約等暴力団員等 との契約禁止 (13条2、3、4項) ~元請と下請 下請と孫請 暴力団員等との契約禁止~





#### 公共工事からの暴力団排除に係る罰則



🛈 契約の相手方から暴力団員ではないことの誓約書の徴収 (13条5項)

誓約書の虚偽記載の禁止

**罰則** 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



誓約書の徴収義務(13条5項) 誓約書の5年間の保管義務(13条6項)

徴収、保管義務違反

過料 || |

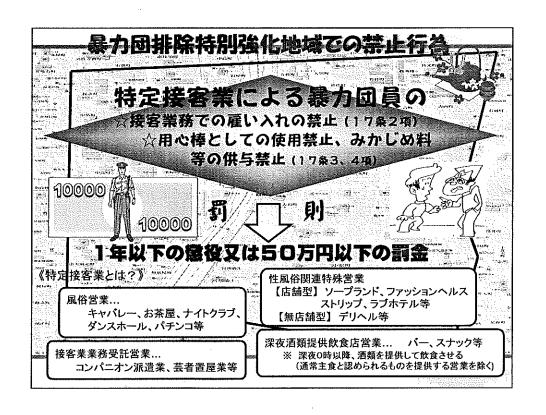


別記様式(第2条関係)

法人にあっては、名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地

私並びに京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例 第23号) 第2条第4号イに規定する役員及び使用人並び に同号ウに規定する使用人が同条第3号に規定する暴力 団員に該当しないことを誓約します。





#### 曺

学校等教育施設周辺での暴力団事務所の開設・運営禁止 (18条1項)



#### 保護対象施設周囲200メートル以内の区域を規制

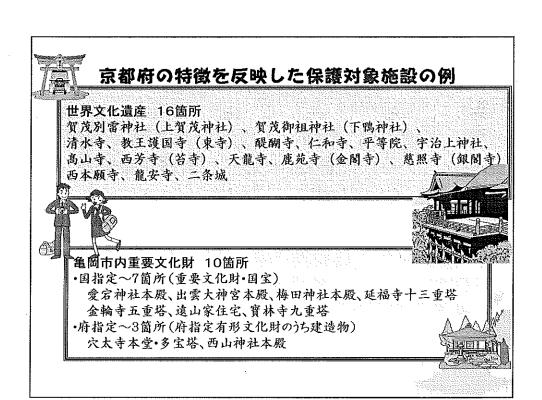
#### 《保護対象施設》

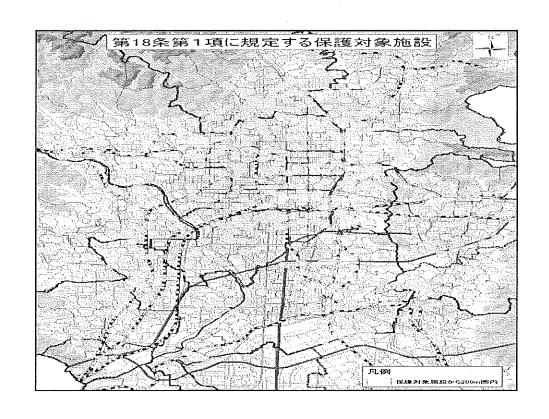
- ①学校(大学を除く)
- ②児童福祉施設、児童相談所
- ③公民館
- ④図書館
- ⑤博物館
- ⑥世界文化遺産

- ⑦重要文化財等
- ⑧家庭裁判所
- ⑨少年院、少年鑑別所
- ⑩保護観察所
- ①公安委員会規則で定めるもの
- (青年の家等の教育施設、

京都御所等皇室施設等)

#### 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金







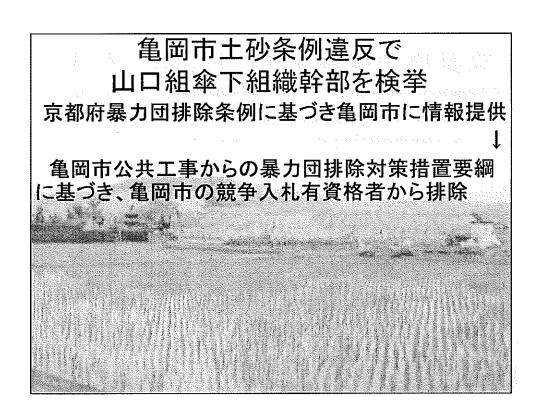
### 京都府の事務事業の洗い出し作業

暴力団排除の規定を盛り込めないか、約20の京都府条例について改正を検討 許認可、補助金、交付金、届出、登録等、京都府各部局の600を超える事務事業 について暴力団排除の規定等が盛り込めないかを洗い出した



### 府条例施行に伴う条例改正

- ① 京都府道路占用料徵収条例
- ② 京都府立都市公園条例
- ③ 京都府漁港管理条例
- ④ 京都府立自然公園条例
- ⑤ 京都府財産条例
- ⑥ 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- ⑦ 京都府海岸等管理条例
- ⑧ 京都府流水占用料等徴収条例
- ⑨ 京都府港湾占用料等徵収条例
- ⑩ 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- ⑪ 京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例





### 府内市町村での暴排条例制定状況

与謝野町暴力団排除条例 伊根町暴力団排除条例 和東町暴力団排除条例 精華町暴力団排除条例 笠置町暴力団排除条例 南丹市暴力団排除条例 南丹市暴力団排除条例 京丹波町暴力団排除条例 平成22年12月制定 平成23年3月制定 平成23年6月制定 平成23年6月制定 平成23年9月制定 平成23年12月制定 平成23年12月制定

京都市暴力団排除条例 平成24年2月制定予定

### 亀岡市における 暴力団排除のシステムを構築

# 社会全体で暴力団を排除!

### 全国での暴力団排除条例制定状況

平成21年7月1日施行〜佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例 平成22年4月1日施行〜福岡県暴力団排除条例、長崎県、鹿児島県

平成22年8月1日施行~愛媛県

平成23年3月14日施行~秋田県

平成23年4月1日施行~京都府暴力団排除条例

茨城県、兵庫県、山梨県、愛知県、栃木県、高知県、三重県 群馬県、徳島県、大阪府、北海道、岐阜県、山口県、岡山県 熊本県、宮城県、島根県、福井県、広島県、神奈川県、 大分県、鳥取県、香川県

平成23年7月1日施行~青森県 岩手県 山形県、福島県、和歌山県 平成23年8月1日施行~埼玉県、新潟県、静岡県、富山県、石川県、滋賀県、 奈良県、宮崎県

平成23年9月1日施行~千葉県、長野県 平成23年10月1日施行~東京都、沖縄県

※ 福岡県、三重県、高知県、大分県、滋賀県 では県下全ての市町村で暴排条例が制定。

### 事業者の遵守事項

第14条 暴力団威力利用の禁止

第15条 利益供与の禁止

第16条 契約時における措置

契約を締結する場合、次の事項を契約内容に含めるよう努める。

- (1) 事業者が暴力団員等を契約の相手方としないこと。
- (2) 暴力団員等であることが判明したときは、催告することなく、契約解除できること。
- 2 取引の相手方、媒介する関係者が暴力団員等でないことを確認し、暴力団員等に該当しない旨を書面で誓約させるなどの措置に努める。